

**絶縁油リサイクルセンターの設置許可について**

当社は、広島市南区宇品東四丁目の当社所有地内に、ポリ塩化ビフェニル (PCB)を含む絶縁油の無害化・リサイクルを行う「絶縁油リサイクルセンター」の設置を計画していますが、本日、広島市から当センター設置に係る「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「建築基準法」に基づく施設設置許可をいただきましたのでお知らせします。

当センターは、当社が保有するPCBを含む絶縁油を無害化処理する施設で、処理方法として、国の技術評価により認められた化学処理方式の中で最も反応温度の低い「SPプロセス法」を採用し、安全と環境に配慮した設計としています。

引き続き、地元の皆様をはじめ関係各方面からのご理解とご協力をいただきながら、安全確保、環境保全に万全を期し、建設に向けて準備を進めてまいります。

**<施設の概要>**

施設名称 絶縁油リサイクルセンター

計画地 広島市南区宇品東四丁目(当社南広島変電所敷地内)

敷地面積 約1万m<sup>2</sup>

処理方法 SPプロセス法(脱塩素化分解方式)

稼働時間 24時間連続運転

処理能力 PCB使用絶縁油<sup>注1</sup> :約0.2kl/日

PCB微量混入絶縁油<sup>注2</sup>:約25.2kl/日

(注1 PCB使用絶縁油とは、PCBが60～100%含まれた絶縁油)

(注2 PCB微量混入絶縁油とは、PCBが極微量[0.001%程度]混入した絶縁油)

以上

参考

## ○PCBの無害化処理について

PCBは、燃えにくい、電気を通しにくい等、化学的に安定していることから、電気絶縁油や熱媒体をはじめとした様々な用途に用いられていましたが、昭和40年代にその有害性が問題となり、製造、新たな使用が禁止されました。

以降、PCBを保有する者は、PCBの処分方法が決定されるまで保管するよう法律で義務付けられるとともに、平成13年7月には「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定され、15年以内(平成28年7月まで)に無害化処理を行なうよう義務付けられました。

## ○SPプロセス法について<sup>注</sup>

SPプロセスとは、金属ナトリウム分散体によりPCBを脱塩素化する方法で、低温・常圧下における化学反応を利用するため、燃烧に伴う排ガスが発生せず、処理に使用した水の再利用が可能で排水もないPCB無害化処理方法です。環境への影響がほとんどなく、国からも安全性が認められています。

(注:SPとはsodium pulverulent dispersionの略 金属ナトリウム分散体のこと)

## ○絶縁油リサイクルセンター設置許可までの主な経緯

平成14年 6月 地元の皆様へ事業概要の説明を開始。

平成15年10月 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条」に基づき、施設の設置許可申請書を広島市に提出。

平成16年 2月 「建築基準法第51条ただし書」に基づき、施設の設置許可申請書を広島市に提出。

平成17年 3月 広島市都市計画審議会にて本処理施設設置を了承。

平成17年 4月 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「建築基準法」に基づく施設設置許可証を受領。